

長野県老人保健施設協議会会費規程

平成 5年 9月10日 制 定

平成21年 3月19日 一部改正

第1条 この規程は、長野県老人保健施設協議会（以下「協議会」という。）会則第7条の規程に基づき、正会員、及び準会員が協議会に納付する会費及び入会金の額を定めることを目的とする。

第2条 会費及び入会金は、別表のとおりとする。

第3条 年度途中において準会員から正会員に会員種別を変更したときは、納付すべき会費の額から既に納付した額を削除して得た額を、納付するものとする。

第4条 会費設定の期日は、当該年度の4月1日現在とする。

第5条 会費の納期は、原則として毎年4月末日とする。

2 会費の納入は、預金口座振替により行うものとする。

第6条 会費及び入会金の徴収に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

1. この規程は、平成5年9月10日から施行する。
2. 入所定員は、当該施設の許可床数とする。

附 則

1. サテライト型小規模介護老人保健施設及び分館型介護老人保健施設は、その機能から本体介護老人保健施設の一部とみなし、サテライト型小規模介護老人保健施設及び分館型介護老人保健施設の入所定員数は、本体介護老人保健施設の入所定員数に加えて、入所定員数を算定する。
2. この規程は、平成21年3月19日から施行する。

別 表

会員種別 入会金・会費等		正 会 員	準 会 員	
			団 体	個 人
入 会 金		30,000円	50,000円	10,000円
会 費	施 設 割	24,000円 (1施設あたり)	50,000円	10,000円
	入所定員割	200円 (1床あたり)	—	—
入会時期による会費の免除	年度途中の入会者	会費を月割計算して納入	—	—